

## 世田谷区公契約適正化委員会（第2回）次第

日時：令和7年10月28日（火）13時30分～

場所： 区役所第2庁舎4階大会議室A

### ○ 開会

1. 世田谷区建設工事総合評価方式の実施状況と今後の運用について
2. 委託契約における変動型最低制限価格制度での入札実施状況と今後の運用について
3. 公契約条例に関する各取組み状況の報告について
4. その他

### ○ 閉会

#### 配付資料

- ・次第
- ・【資料1】世田谷区建設工事総合評価方式の実施状況と今後の運用について  
《別紙1-1》総合評価方式の試行実施状況  
《別紙1-2》事業者の得点状況等の検証  
《別紙1-3》ランク格付別総合評価点の取得状況（令和7年度）  
《別紙1-4》従来の入札との比較  
《別紙1-5》価格競争との比較  
《別紙1-6》建設共同企業体（JV）対象案件の試行実施状況  
《別紙1-7》建設共同企業体（JV）対象案件の価格競争入札状況  
《別紙1-8》世田谷区建設工事総合評価方式参加事業者アンケート検証
- ・【資料2】委託契約における変動型最低制限価格制度での入札実施状況と今後の運用について  
《別紙2-1》変動型最低制限価格適用案件の分析\_実施状況  
《別紙2-2》変動型最低制限価格適用案件の分析\_従来の入札との比較
- ・【資料3】公契約条例に関する各取組み状況の報告について  
《別紙3-1》区ホームページの改訂案の概要  
《別紙3-2》労働条件確認帳票の改訂について  
《別紙3-2-1》労働条件確認帳票（チェックシート）修正案  
《別紙3-2-2》労働条件確認帳票（チェックシート）（現行）  
《別紙3-2-3》労働条件確認帳票（チェックシート）修正案の解説  
《別紙3-3》下請負者・再委託者用 労働条件確認帳票（チェックシート）

令和7年10月28日  
財務部 経理課

## 世田谷区建設工事総合評価方式の実施状況と今後の運用について

### 1 主旨

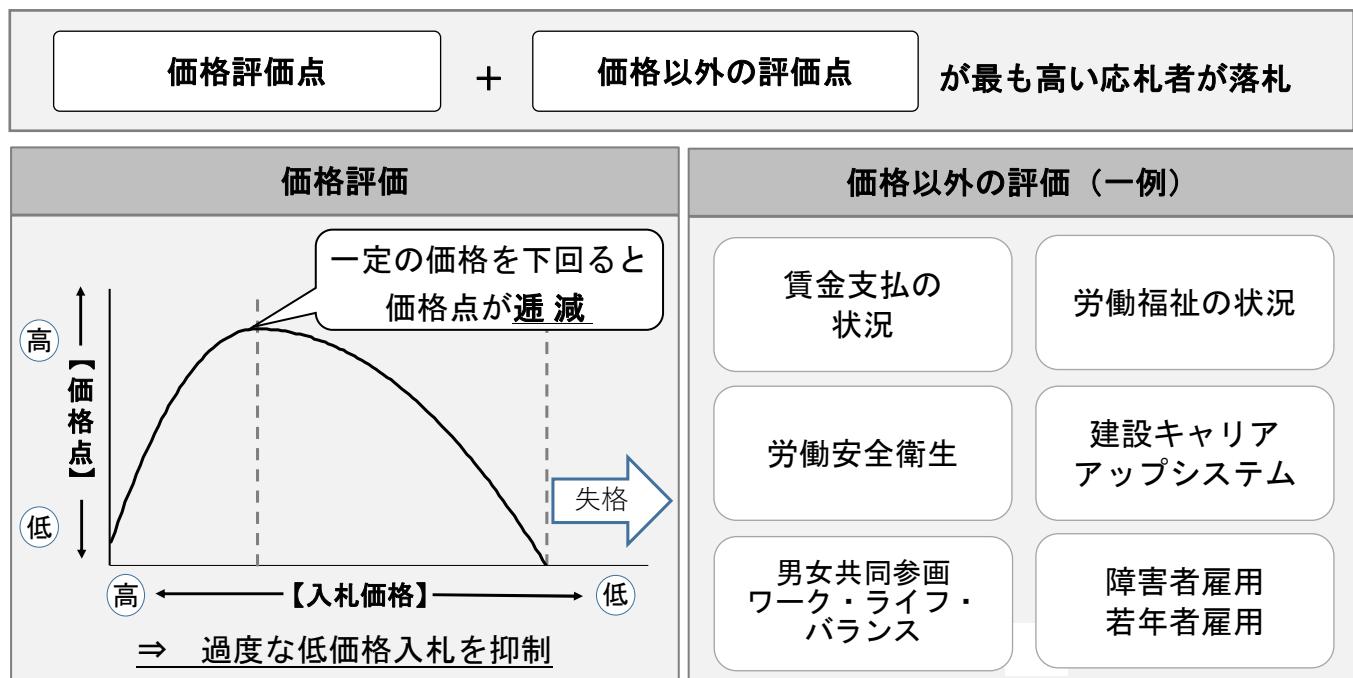
区は、世田谷区公契約適正化委員会からの答申・意見書及び昨今の区の公契約の現況等を踏まえ、令和4年度から、公契約条例の趣旨を入札制度に反映し、品質と価格のバランスを競う、世田谷区建設工事総合評価方式入札を試行実施しており、今年度が最終検証となる。

今般、現在までの入札実施状況及び入札参加事業者へのアンケート結果を踏まえ、来年度からの本格実施に向けた運用の考え方を取りまとめたので報告する。

### 2 制度概要

「品質と価格のバランスのとれた公契約の実現」

- ・一定額を下回る入札価格の評価は遞減
- ・公契約条例に基づく取組みを評価



### 3 検証方法

令和7年8月19日現在、実施した249件（令和4年度24件、5年度58件、6年度78件、7年度89件）を対象として、以下の観点から検証した。

#### (1) 事業者の得点状況等の検証

価格点の得点状況や価格点以外の評価点とのバランス及び発注工種・格付ランクごとの得

点の傾向等について検証した。

【別紙1－1、1－2、1－3参照】

#### (2) 従来の入札との比較

各試行案件と参加要件が類似する過去の価格競争入札及び従来の施工能力審査型総合評価方式と比較し、入札参加者数、応札率、落札率等の状況を検証した。

【別紙1－4、1－5参照】

#### (3) 建設共同企業体（JV）対象案件の検証

令和6年度から試行対象とした建設共同企業体（JV）が参加する入札の実施状況について、現行制度で採用している各構成員を均等に評価する方法と、代表構成員のみを評価する方法を比較し、検証した【別紙1－6、1－7参照】

#### (4) 事業者アンケートの検証

入札参加事業者に対し、建設工事総合評価方式に関するアンケートを実施した。本制度に対する理解度や参加意欲、各評価項目の達成状況等をとりまとめ、検証した。

【別紙1－8参照】

### 4 実施状況及び評価

#### (1) 事業者の得点状況等の検証

##### 1) 価格点

- ① 価格点の得点状況については、昨年度の検証結果と同様に、設備・造園工事では予定価格付近に応札が集中し、土木・建築工事では評価基準価格付近に応札が集まる傾向がある。一方で、昨年度と比較し、1社応札の案件と、品質と経済性のバランスが最適と考えられる評価基準価格付近に集中する案件がいずれも高い伸び率を示している。
- ② 一部に評価基準価格を下回る入札も見られるが、その割合は低く、低入札価格調査によって落札した案件も令和5年度に1件、6年度に1件あったが、それ以降は発生していない。
- ③ これらより、本制度の価格評価が重視する品質とのバランスや過度な低価格入札対策に沿った応札行動が一定程度確認できる。

##### 2) 価格点以外の評価点

- ① 公契約評価点については、昨年度の検証時同様に「労働福祉の状況（例：雇用保険・健康保険加入の有無等）」や「建設キャリアアップシステム」では比較的多くの事業者が得点している一方、「男女共同参画、ワーク・ライフ・バランス」「障害者雇用」「若年者雇用」についてはこれまで同様に得点率が低い。

令和6年度から「男女共同参画、ワーク・ライフ・バランス」の加点対象を緩和し

たことで評価を得た事業者が一定数いるが、加点は依然として低い水準に留まっている。

- ② 発注工種・格付ランクごとの得点の傾向をみると、A・Bランクとそれ以外のランクとの間で、価格点以外の評価点に差が生じる傾向があり、特に土木工事では10点以上の差がつくなど、その傾向が顕著に表れている。
- ③ 価格点以外の評価点全体平均としては5割程度の得点状況で推移しており、事業者によっても評価項目の達成状況が異なっているため、今後も競争性の確保や事業者の取り組み意欲の向上に繋げることが可能と考えられる。

### 3) 価格点とそれ以外の評価点のバランス

- ① 試行実施した206件（不調、中止の43件を除く。）のうち、価格点及び価格点以外の評価点ともに1位の事業者が落札した案件は144件（69.9%）であった。
- ② 一方、価格点が1位ではない事業者が落札した案件は33件（16.0%）あり、以前の総合評価方式の割合より3.8ポイント増えている。
- ③ 価格以外の評価点について、すべての評価項目を適用した案件での事業者の獲得点数は最低で8点、最高で43.5点であり、最大35.5点の評価点の差が生じている。一方、価格点では予定価格での入札による5点、評価基準価格付近の入札による約50点の範囲で約45点の差が生じている。
- ④ これらから、品質と価格のバランスを競う総合評価方式の特徴が一定程度機能していると考えられるが、個々の入札の価格点及びその他評価点のバランスは様々となっている。

## （2）従来の入札との比較

- ① 平均入札参加者数は4.8者で、通常の価格競争入札より0.8者程度下回っているものの、従来の総合評価方式と比べると若干増加している。経年変化をみると、昨年度検証時点と同値となった。
- ② 平均応札者数は2.2者で、価格競争入札より1.1者程度下回っている。特に直近の建築・設備・造園工事においては2者を下回っている。また応札率においては、価格競争入札より12.5ポイント程度低い結果となった。
- ③ 平均落札率については、93.3%で、価格競争入札に比べて2ポイント程度高く、従来の総合評価方式より低い。経年変化をみると、昨年度から0.8ポイント程度下がっている。
- ④ 不調は、昨年度の検証時点と同水準で17.7%の案件で発生している。
- ⑤ これらより価格競争入札よりも競争性が低下するものの、本制度自体は同水準で推移しており、一定の効果を維持していると言える。

## （3）建設共同企業体（JV）対象案件の検証

- ① 各構成員を均等に評価する方法と、代表構成員のみ評価する方法では最大で12点

の差が生じるが、これによって落札者が変わるケースはなかった。なお、区内業者が相対的に高い評価を受ける本制度において、代表構成員のみを評価とする方法を選択すると、区外業者が代表構成員となる機会を排除してしまう可能性があるため、現状の各構成員を均等に評価する方法が望ましい。

- ② 試行実施案件6件のうち、応札者が1者のものが4件を占めており、総合評価の対象とする以前の令和4～5年度と比較して応札者が減少している。

#### (4) 事業者へのアンケートの検証

- ① 本制度や公契約条例の理解度については高い水準にあり、且つ81%の事業者が入札の参加意欲を示していることから、制度自体は定着していると考えられる。
- ② 評価項目ごとの達成状況について、取組み意欲は高いものの、達成済みと回答のあった割合は昨年度の検証時点から大きな変化は見られない。意見の中には、評価項目が会社の規模、業務内容にそぐわないことや取得するためには時間や労力がかかることに対する懸念が示されている。
- ③ 総合評価方式の適用件数については、現在の規模が「適切である」という意見が47%を占めている。一方で、高い評価点を獲得できる事業者に受注が集中しており、新規参入の妨げになっていることを懸念する意見も見受けられた。
- ④ 証明書類の提出等に要する事務負担については「あまり負担ではない」「全く負担ではない」と回答した事業者は68%となり、前回より4ポイント程度あがっている。

### 5 本格実施に向けての考え方

- ① 試行実施にあたり令和4年度は年間発注件数の1割程度を対象とし、年々その件数を増加させ、令和7年度は4割まで拡大した。さらに令和6年度から建設共同企業体（JV）を含む議決案件（予定価格1億8千万円以上）にも試行対象をひろげたところである。検証結果からは、品質と価格のバランスを競う総合評価方式の効果が一定程度機能しており、安定的な運用がなされているものと考えられる。
- ② アンケートの結果からも本制度が定着し、入札参加意欲及び評価項目取得に向けての取組み意欲がうかがえるが、加点は依然として低い水準に留まっている。評価項目の取得のためには、事業者の社内体制の整備に一定の期間が必要と考えられるため、本格実施後も引き続き推移を確認する必要がある。
- ③ 令和6年度から試行実施対象とした建設共同企業体（JV）が参加する案件については、1者応札が多くを占めており、十分な検証結果が得られたとは言い難い。しかしながら、JV案件は発注規模が大きく、本制度の効果がより発揮できることが期待されるため、引き続き各案件の工事規模や発注要件等を見極めたうえで、本制度を適用するか個別に判断していく。
- ④ 一方で、評価点の高い事業者に落札が集中することで、それ以外の事業者や新規業者の参入が見込めないことや、昨今の入札の不調率や1者応札が急増している現状をふまえると、対象件数の拡大には慎重にならざるを得ない。

⑤ 以上のことと踏まえ、来年度以降の本格実施に向けては、現在の評価方法を継続したうえで、対象件数を年間発注件数の4割程度とすることを目標とする。なお、本格実施後も定期的に検証を行い、国や都の制度改正があった場合等には、必要に応じて本制度の見直しも行うものとする。

## 6 今後のスケジュール（予定）

令和7年10月 公契約適正化委員会にて審議

12月 企画総務常任委員会にて報告、区ホームページで公表

令和8年 2月 令和8年度入札公告より本格実施

令和7年10月28日  
財務部経理課

## 委託契約における変動型最低制限価格制度での入札実施状況と今後の運用について

### 1 主旨

区は、令和3年度の1円入札案件の発生や公契約適正化委員会からの意見書を踏まえ、多種多様な委託契約における過度な低価格入札の抑止及び効果的なダンピング対策の実現を目指し、令和5年度から変動型最低制限価格制度の入札を実施している。

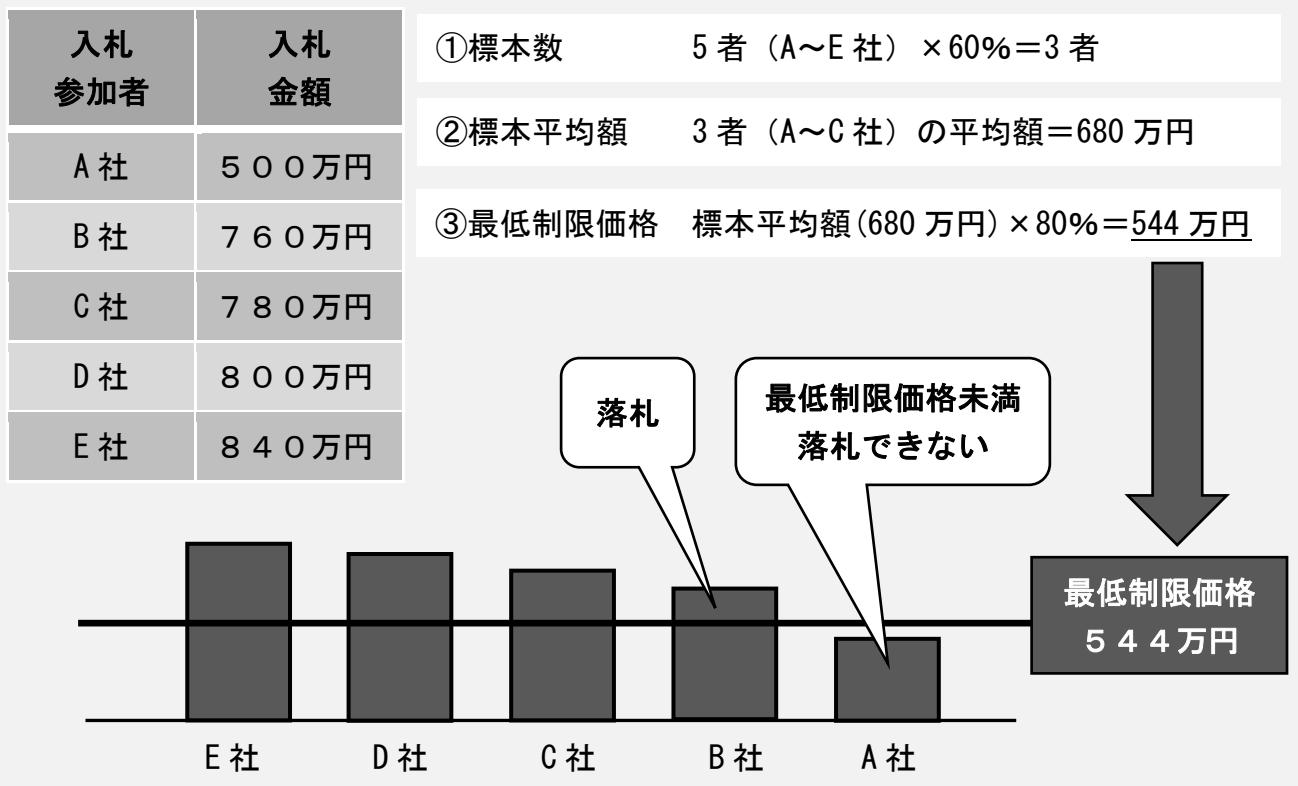
今般、現在までの入札実施状況を検証し、今後の運用の考え方を取りまとめたので報告する。

### 2 制度概要

「多種多様な業務委託契約の適正価格を市場に聞く」

- ・案件ごとに開札後の入札額の標本平均額から最低制限価格を設定
- ・過度な低価格入札の抑止による競争性とダンピング防止の両立

#### 【入札参加者が5者の場合の例】



※入札額が予定価格を超える者、予定価格の1割以下の者等は有効な入札参加者から除外  
※有効な入札参加者が2者以下の場合、予定価格に60%を乗じた額が最低制限価格

### 3 検証方法

#### (1) 実施状況

令和7年8月30日現在、3ヶ年度で実施した396件を対象として、変動型最低制限価格の設定率、最低制限価格未満の入札の発生状況等について検証した。

【別紙2-1参照】

#### (2) 従来の入札との比較

上記396件を対象として、適用対象としている業務種別について本制度導入前の令和4年度の入札と比較し、落札率、入札価格の率、不調率の状況を検証した。

【別紙2-2参照】

### 4 実施状況及び評価

#### (1) 実施状況

- ① 従来の最低制限価格制度では、予定価格200万円以上の建物清掃・公衆トイレ清掃、造園の業務委託契約（単価契約を除く。）を適用対象としていた。検証対象期間の案件に従来の適用条件を採用していた場合は131件が最低制限価格の設定対象となるが、令和5年度から適用対象業務を拡大したことにより、適用案件が増え396件となった。
- ② 最低制限価格設定率は全体の平均で予定価格の59.62%となり、経年変化をみるとほぼ横ばいで推移している。業務種別ごとでは最も低いものは「電話設備の設置・保守」(52.66%)、最も高いものは「公衆トイレ清掃」(63.76%)となった。
- ③ 有効参加者数が3者以上の案件において、実際の入札価格に基づき算定した最低制限価格設定率の平均は59.20%となり、昨年度とほぼ同じだが、令和5年度検証時より3.79ポイント下がっていることが確認できる。
- ④ 最低制限価格未満の入札が発生した件数は50件で、12.63%となり、経年変化をみるとほぼ横ばいで推移している。最も発生率が高い業務種別は「情報処理業務」で35.29%、次いで高い業務種別は「計画策定支援」で15.38%であった。

#### (2) 従来の入札との比較

- ① 平均落札率については、全体では78.46%で、制度導入前の令和4年度と比較すると、6.08ポイント増加している。経年変化を見ると、令和5年度の検証時には80.50%であったことから、若干の低下が見られる。
- ② 業務種別ごとの平均落札率を制度導入前の令和4年度と比較すると「公衆トイレ清掃」では低下したが、それ以外では上昇した。
- ③ 落札者以外の者も含んだ入札価格率では、全体で116.38%となり、制度導入前の令和4年度と比較すると、13.43ポイントの増加となっている。経年変化をみると令和5年度の検証時には112.74%であったことから、増加傾向である。
- ④ 不調率については、4.80%となった。制度導入前の令和4年度と比較すると、3.17ポイント増加している。経年変化では、令和5年度の検証時には3.10%であったことから、1.70ポイント増となっている。

⑤ 平均入札参加者数は制度導入前の令和4年度と比較すると、全体で2.37者の増加となり、平均応札者数は全体で2.16者の増加となった。また、令和6年度の検証時と比較し、それぞれ0.22者、0.26者の増加となっている。

## 5 今後の運用

① 本制度導入の趣旨は、市場価格と著しく乖離した低価格での落札を防止することにある。また、本制度においても、地方公共団体の行政原則である経済性や競争性をこれまで同様に適切に確保することを前提としており、制度導入以前と著しく乖離する価格変動を意図したものではない。

② 入札結果に基づくデータ分析では令和6年度検証時に引き続き、落札率は制度導入前の令和4年度より上昇しており、落札者以外も含めた入札価格率においても上昇傾向が確認できる。また、12～13%の案件で最低制限価格によって落札者としない者が発生している。

このことからは、多種多様な業務委託契約への本制度の導入により、従来の落札率を一定程度維持しつつダンピング防止の効果をあげるという当初の目的は達成されているものと考えられる。なお、本制度導入により入札参加者や応札者が減少する状況も確認されていない。

③ 一方、経年での変化をみると制度を導入した令和5年度検証時と比較して、平均落札率が低下しているなど状況の変化も見受けられる。事業者の入札には応札時の経済情勢など様々な要素が影響を及ぼしているものと推察され、制度の効果を的確に捉えるには、短期的な検証だけでは不十分と考えられる。

④ 以上のことから、引き続き現在の制度運用を維持しつつ、競争性とダンピング防止の両立を図りながら、今後も定期的に入札結果の動向を注視していく。

## 6 今後のスケジュール（予定）

令和7年10月 公契約適正化委員会にて審議

12月 企画総務常任委員会にて報告、区ホームページで公表

令和8年 1月 令和8年度入札公告の開始

令和7年10月28日  
財務部経理課

## 公契約条例に関する各取組み状況の報告について

公契約条例に関する各取組みについて、下記のとおり報告する。

### 1 区ホームページの改善

#### (1) 現状の課題

事業者に対して公契約条例に基づく取組みへの協力を得るために、条例の趣旨について十分な理解を促すことが不可欠である。しかし、現在の区ホームページでは、事業者向けの手続き情報や、公契約適正化委員会・公契約のあり方検討委員会の資料が中心となっており、条例の概要を分かりやすく説明するページが不足している。

また、手続き情報と委員会関連資料が並列的に掲載されているため、対象読者（ターゲット）が不明確となっており、情報の整理が不十分な状況となっている。

さらに、令和6年度に実施したアンケート調査では、公契約条例についての労働者の認知経路のうち、5割以上が区ホームページであることが判明したが、現状では明確に労働者を対象としたページが存在していない。

#### (2) 改訂の方向性

情報の受け手を明確にするため、ホームページの構成を「世田谷区と公契約を締結している事業者の方へ」「世田谷区との公契約に基づく業務に従事している労働者の方へ」「世田谷区の公契約条例に関心のある方へ」の大きく3つのカテゴリーに分け、それぞれに対応した情報を整理・掲載する。特に、条例の概要を分かりやすく説明する新たなページを作成し、既存の手引きと併せて提供することで、理解促進を図る。

#### (3) 改訂案の概要

別紙3-1のとおり

#### (4) 今後の予定

令和8年1月から改訂後のホームページを公開予定。以降も継続的に内容の充実を図り、必要な情報を適切なタイミングで隨時掲載していく。

### 2 チェックシートの内容の改訂

別紙3-2「労働条件確認帳票の改訂について」のとおり

### 3 事業所労働条件調査の件数の拡大

令和7年10月22日時点における実施状況は以下のとおりである。

工事	2件
工事以外	6件
合計	8件

※ 件数には実施予定を含む。

年内には予定期数である18件前後とする予定である。

### 4 社会保険労務士による労務管理研修会の継続実施

令和6年度に続き、下記のとおり労務管理研修会を実施する。

(1) 開催日

令和7年11月5日(水) 14:00~

(2) 会場

せたがやイーグレットホール

(3) プログラム

- ・労働条件調査の準備書類から確認。適切な労働条件、労務管理に関する基本事項
- ・労働条件調査のポイント・実務対応・法改正の影響

(4) 申込状況(10月22日時点)

91社 122名

(5) 動画配信

令和7年12月24日から令和8年6月30日まで YouTube 世田谷区オフィシャルチャンネルにて配信予定

### 5 下請負者に関する取組み

第1回の本委員会において、委員から提案のあった下請負者への労働条件確認帳票について、周知確認書の裏面を下請負者(再委託先)用の簡易チェックシートとし、任意の提出を求ることとし、下請負者(再委託先)への周知、理解促進を促す予定である。

(1) 帳票の内容

別紙3-3裏面「下請負者・再委託者用 労働条件確認帳票(チェックシート)」のとおり

(2) 帳票の運用

対象は、労働報酬下限額が適用される案件とし、周知確認書と同時に配布し、提出を求める。なお、提出は周知確認書と同様元請事業者を通じたものとする。

(3) 検討した事項

- ・元請事業者の負担増とならないようにするため、周知確認書の裏面を活用し、帳票の枚数を抑えることとする。
- ・下請負者の協力を得るため、記入項目を必要最小限とする（周知確認書の裏面とすることで、事業者情報を2度記入する必要がないようにすること等）。
- ・現行の周知確認書の裏面は、ポスターの写真掲載スペースとしているが、写真の掲載は必須ではないこと、どこに掲載しているのか不明な写真が一定数あること、写真の掲載は事業者の負担となること等を勘案し、掲載場所の記載とする。

(4) 今後の予定

運用開始時期は、令和8年4月1日を予定している。

一部の資料については、「区の内部における審議、検討又は協議に関する情報であって公にすることにより、率直な意見の交換若しくは意思決定の中立性が不當に損なわれるおそれ、不当に区民の間に混乱を生じさせるおそれ又は特定の者に不当に利益を与え、若しくは不利益を及ぼすおそれがあるもの」（世田谷区情報公開条例第7条第5号）に該当すること等により非公開とする。